

平成 30 年 10 月 17 日

## 「スマホをタップするだけでお金が稼げる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

平成 30 年 4 月以降、「スマホをタップするだけでお金が稼げる」などとうたう事業者に関する相談が各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、「株式会社 Quest」（以下「Quest」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（虚偽・誇大な広告・表示及び断定的判断の提供）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

### 1. 事業者の概要（注 1）

名 称	株式会社 Quest（法人番号 9010701035252）（注 2）
所在地	東京都新宿区西落合二丁目 14 番 13 号ガリシア新宿西落合 304
代表者	遠藤 淳一

（注 1）商業登記されている内容です。

（注 2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

### 2. 具体的な事例の概要

#### (1) ウェブサイトで勧誘します。

Quest は、SNS<sup>1</sup>等の広告に「スマホをタップするだけでお金が稼げる」、「無料モニター募集」などと掲載し、抽選イベントを掲載している Quest が運営する「爆速即金 GET」というウェブサイトに誘導します。

そのウェブサイトには、

稼ぎたい方必見！応募者全員ハズレ無し！

A. 爆速即金 GET アプリ特別配布！

B. スマホタップで月収 200 万のお手軽副業術参加権！

C. 今話題の仮想通貨 10 万円相当！

などと記載され、これに応募するためにはメールアドレス等を登録する必要があるとして、消費者に氏名とメールアドレスを登録させます。

#### (2) 反響が大きいことをアピールするメッセージを送信します。

Quest は、メールアドレス等を登録した消費者に、LINE で Quest が運営する「タップイブズマネー事務局」を友だち登録すれば、特別プレゼントを受け取ることができるなどとして、消費者に LINE の友だち登録を促します。

Quest は、友だち登録をした消費者に

<sup>1</sup> ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス。

「応募者 10,000 名以上の多数につき、抽選後の発表となります」

「明後日のお昼 12 時の当選発表を楽しみにお待ちください」

などと、抽選イベントの反響が大きいことなどをアピールする LINE メッセージを送信します。

また、その LINE メッセージに、Quest が消費者に提供するビジネス（以下「本件ビジネス」といいます。）を考案したとする通称あやパンと称する人物が、料理の合間にスマートフォンを操作するだけで、2 万円以上の収益を得たとする動画の URL を貼付して、消費者がその動画を見るように促します。

Quest は、消費者が友だち登録をした約 2 日後、消費者に

「先着 100 名限定特別モニター体験付きに当選しました」

「最大 5 万円キャッシュバックプレゼント付」

などと LINE メッセージを送信し、本件ビジネスを申し込むためのウェブサイト（以下「申込み用ウェブサイト」といいます。）に誘導します。

なお、SNS 等の広告から申込み用ウェブサイトに直接誘導する場合があります。

### (3) 消費者に初期費用を支払わせず。

申込み用ウェブサイトには

「スマホをぼちぼちするだけで稼げるタップイズマネー」

「最短即日入金！ 1 万円～100 万円まで自分にあった仕事スタイル」

「今なら期間限定で 5 万円プレゼントイベント実施中！確実に受け取れます！」

などと記載されています。また、1 期生として本件ビジネスを体験し、現在も 10 万円以上の月収を得ていると説明する 4 名の動画が掲載されています。

本件ビジネスの初期費用については

「2 期生だけの特別価格 18,000 円」

と記載されているため、消費者は、5 万円のキャッシュバックがあれば、損をすることはないなどと判断し、初期費用を支払います。初期費用は、消費者によって異なり 18,000 円より低い金額の場合もあります。

Quest は、初期費用を支払った消費者に対し、情報商材（「タップイズマネー」という名称の PDF ファイル）をメールで送信します。

情報商材には、本件ビジネスが商品を安く仕入れて高く売るいわゆる「せどり」であることが記載されているため、消費者はこの時初めて本件ビジネスの内容を知ることになります。また、情報商材には、せどりのノウハウや Quest が初期費用を支払った消費者に提供している SS0 という名称のせどり支援ツール（以下「SS0」といいます。）（注 3）を使用すれば、初心者でも安心して収益を上げることができるとも記載されています。

**（注 3）同名又は類似名の商品等と間違えないようご注意ください。**

### (4) 本件ビジネスを始めるために必要であるとして、消費者を電話説明の予約へと誘導します。

情報商材には

「興味のある方はまずは電話予約フォームからお気軽にご相談下さい」

「今電話相談をご予約頂くと、無料でできるお小遣い稼ぎ術もご紹介します」

などと記載されています。

消費者は、本件ビジネスの説明を受けようと考え、情報商材に記載された Quest のウェブサイトへアクセスし、電話予約フォームに電話説明を受けたい日時を入力します。

- (5) 消費者に電話で、高い収益を得るためには別途有料コースに入る必要があると執ように勧誘し、高額な料金を支払わせます。

Quest は、電話予約をした消費者に電話をして

「80 万円コースは遠隔サポートが付いてくるので、どうですか」

「次のクレジット決済日までに確実に 80 万円は稼げますから」

などと告げて、本件ビジネスのやり方や SS0 の使用方法についての電話サポートや遠隔サポート<sup>2</sup>が付いた 7 万円から 120 万円の有料コースに入るよう、執ように勧誘します。

消費者は、元は取れるものと思い込み、有料コースに申し込み、コース料金を Quest に支払います。

なお、サポートが付かない SS0 が使用できるだけの追加料金不要のコースもあり、どのコースに入るかは、消費者によって異なります。

- (6) SS0 について

Quest は、追加料金不要のコースの申込み又は有料コースの申込み及びその料金支払をした消費者に対し、SS0 を使用するための ID 及びパスワードを付与します。

SS0 を使用すると、大手通信販売サイトで販売されている人気商品や販売価格などを検索することができるようになっています。

消費者は、SS0 を使用して商品の販売価格を検索し、その商品がより安く販売されている海外の通信販売業者等から仕入れて、大手通信販売サイトでその商品を出品し、利益を得ようと試みますが、個々の商品の売れ行きは顧客の判断に依存するため、初心者でも簡単に稼げるような仕組みにはなっていません。

### 3. 消費者庁が確認した事実

- (1) Quest は、LINE メッセージやウェブサイトなどに、本件ビジネスを考案したあやパンや 1 期生 4 名が収益を得ているとする動画等を掲載していましたが、これらの人物が本件ビジネスで収益を得た事実はありませんでした。あやパンは Quest がカリスマ的な指導者を演じさせた架空の人物であり、他の人物も演者にすぎず、1 期生も存在しませんでした。また、ウェブサイトに「今なら期間限定で 5 万円プレゼントイベント実施中！確実に受け取れます！」と記載していましたが、5 万円のキャッシュバックを得るには本件ビジネスによる売上げ 50 万円以上が必要であるなど、事前に明らかにされていない厳しい条件があり、誰もが 5 万円を確実に受け取れる仕組みになっていませんでした。（虚偽・誇大な広告・表示）
- (2) Quest は、消費者に対し、有料コースの電話勧誘時に、80 万円コースに関して「次のクレジット決済日までに確実に 80 万円は稼げますから」などと、確実に高額な収入を得ることができるかのように告げていました。（断定的判断の提供）
- (3) Quest の代表者は、廃業する旨を述べていますが、平成 30 年 10 月 16 日現在、同社の商業登記については解散登記も清算人選任登記もなされていません。
- (4) Quest 以外にも、情報商材に関する消費者からの相談は数多く寄せられており、今後、別の事業者が今回の事案と同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性が高いと考えられます。

<sup>2</sup> Quest が、インターネット経由で消費者のスマートフォン等を操作して本件ビジネスについて指導すること。

## 4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- インターネット上には、スマートフォンを操作するだけで収益が得られるなどとうたい、比較的安価な情報商材を販売した後、電話勧誘などで高額な費用を支払わせようとする業者が数多く存在します。簡単に高額収入を得られることを強調する広告や宣伝には、特に注意が必要です。
- カリスマ的な指導者が収益を得ていることをアピールしたり、虚偽の体験談を掲載したりして、簡単に稼げることを信じ込ませようとする業者も存在しますので、少しでも怪しいと思ったら、すぐに契約をせず、行政機関の注意喚起などの被害防止に有益な情報を活用してください。
- **取引に関して不審な点があった場合は、お金を支払う前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。**  
**消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。**

【参考：本件に関連した消費者庁等による注意喚起情報】

発信者	件名	URL
消費者庁	「画像選択がベースの簡単な作業でお金を稼げる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成30年9月11日公表）	<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/consumer_policy_caution_180911_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/pdf/consumer_policy_caution_180911_0001.pdf</a>
消費者庁	「真似っこビジネス」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成30年7月6日公表）	<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180706_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180706_0001.pdf</a>
消費者庁	「月収50万円なんてコピペするだけで簡単に稼げます」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成30年4月26日公表）	<a href="http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180426_0001.pdf">http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/consumer_policy_information_180426_0001.pdf</a>
国民生活センター	簡単に高額収入を得られるという副業や投資の儲け話に注意！－インターネット等で取引される情報商材のトラブルが急増－（平成30年8月2日公表）	<a href="http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180802_1.html">http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180802_1.html</a>

### 相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）  
 電話番号 **188（いやや！）**
  - ◆ 警察相談専用電話  
 電話番号 **#9110**
- ※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先  
 消費者庁消費者政策課財産被害対策室  
 電話 03-3507-9187

「スマホをタップするだけでお金が稼げる」などとうたい、  
多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

SNS等で抽選イベントを実施しているウェブサイトに誘導

約2日後に、特別プレゼントを受け取ることができるモニター  
等に当選した旨を送信し、申込み用ウェブサイトに誘導

LINEメッセージやウェブサイトで

実  
在  
し  
な  
い

通称あやパンがこのビジネスを考案しました

1期生は今でも月収10万円以上を稼いでいます

5万円プレゼント実施中 確実に受け取れます

実  
際  
は  
う  
そ

せどりで稼ぐノウハウ等

「2期生だけの特別価格18,000円」などとして情報商材を販売

電話説明の際に

「興味のある方は相談してください」  
などとして、電話説明の予約へと誘導

クレジット決済日までに確実に80万円は稼げます



せどり支援ツールのサポート等を提供する  
有料コース(7万~120万円)に加入させる

**支払った金銭以上の収益を上げることは難しい**

○少しでも「おかしいな」と思ったら、  
消費者ホットライン(188)や警察(#9110)にお電話を！